関係団体　各位

日頃より、農林水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

当省では、今般、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」（別添１）を策定しました。

また、これを受け、別添２のとおり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）事業者向け」及び
別添３のとおり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）事業者団体向け」を策定するほか、
参考資料として、チェックシート、解説書を策定しました。

これら規範等については、農林水産業や食品産業において引き続き死傷事故が多発している状況に鑑み、
農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、関係者の留意事項や取組事項等を整理したものです。

つきましては、貴団体傘下会員・組合員の皆様に対し、これら規範等を周知していただき、
また、これら規範等を参考にして、貴団体傘下会員・組合員の皆様の作業安全の取組を後押ししていただきますよう、お願い致します。

＜参考＞
農林水産省ウェブサイトに食品産業の作業安全などに関する情報を掲載しています。（今後、作業安全のための規範も掲載予定です。）
○食品産業の従業員の安全と健康の確保
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou_anzen.html

担当：農林水産省食料産業局企画課　中村、松川
電話：03-6744-2064

受付
3. 3.-2
全麺連

別添２

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）
事業者向け

１　作業安全確保のために必要な対策を講じる

（１）人的対応力の向上（共通規範３（１）関係）

①　作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

②　知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

③　作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

④　適切な技能や免許等の資格が必要な業務には、有資格者を就かせる。

⑤　職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。

⑥　安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

（２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係）

①　関係法令を遵守する。

②　食品加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を周知・徹底する。

③　作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。

④　日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の把握を行う。

⑤　作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分・塩分摂取を奨励する。

⑥　労働安全衛生マネジメントシステムの導入や、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。

（３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範３（３）関係）

①　燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。

②　機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

③　資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機器等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

（４）作業環境の整備（共通規範３（４）関係）

① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

② 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

③ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

④ 高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。

⑤ ４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

（５）事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

（共通規範３（５）関係）

① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。

② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

２ 事故発生時に備える

（１）労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範４（１）関係）

① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

（２）事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施

（共通規範４（２）関係）

① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

（３）事業継続のための備え（共通規範４（３）関係）

① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

別添４

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）
事業者向け　チェックシート

事業者名（事業場名）	
記入者（役職・氏名）	
業種（複数選択可）	食料品製造業/卸売業/小売業/飲食店/その他（　　）
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

	具体的な事項	○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令を遵守する。	
1-(2)-②	食品加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の把握を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分・塩分摂取を推奨する。	

	具体的な事項	○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-⑥	労働安全衛生マネジメントシステムの導入や、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。	
1-(3)	**資機材、設備等の安全性の確保**	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	**作業環境の整備**	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-④	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	**事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用**	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	**事故発生時に備える**	
2-(1)	**労災保険への加入等、補償措置の確保**	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	**事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施**	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	**事業継続のための備え**	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

別添６

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）
事業者向け　解説資料

はじめに：本解説資料について

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）（以下、「個別規範」という。）は、農林水産業・食品産業の事業者が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を補足するものであり、その詳細や必要性、背景等を解説したものですので、個別規範の活用にあたり、必要に応じ御参照ください。

なお、個別規範の各取組は、事業者の事業内容や規模等により、労働安全衛生法等において既に義務とされていたり、他の既存の制度等と内容が重複するものもあります。

ある取組について、個別規範に位置付けられたことで、既存の法令や制度における位置付けが影響を受けるものではありませんが、

○　法令における義務付けがなされている取組であれば、引き続き実施していただくとともに、当該取組がマンネリ化・形骸化していないかのチェック等に規範を御活用いただくことを想定しています。

○　法令における義務付けがなされていない取組については、実施することを新たに義務付けるものではありませんが、個別規範に従い、経営の状況等に応じて可能な取組を実施していただくよう、お願いいたします。

※　本解説書に記載のある「従事者」には、作業に従事する経営者及び同居親族も含みます。

1　作業安全確保のために必要な対策を講じる。

1－(1)　人的対応力の向上

1－(1)－①　作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

【取組の必要性等】

労働契約法では、使用者の安全配慮義務について規定されています。作業事故の防止のためには、経営のトップや事業場の責任者が、当該規定も踏まえながら、従事者の安全を経営課題として認識し、作業事故防止に向けた方針を表明することが極めて重要です。

また、作業事故防止のためには、具体的な対策に取り組む必要があります。そのため、作業事故防止に向けた具体的な目標を設定し、その達成に向けて計画的に対策に取り組むことが重要です。

【具体的な取組内容等】

「作業従事者との良好なコミュニケーションのもとに、安全の確保を実現する。」、「関係法令の遵守と必要な研修・教育等の実施」、「継続的な安全水準の向上を目指す」など、こうしたいという姿を方針として作成し、従事者全員に周知しましょう。

また、「当該年度の特定の作業事故件数の削減目標」、「当該年度において作業安全に関する点検等の実施回数」、「当該年度における作業安全に関する研修等の開催回数」など、作業事故防止に向けた具体的な目標を設定し、従事者全員に周知しましょう。

（参考）労働契約法（労働者を使用する事業者の場合）

使用者（その使用する労働者に対して賃金を支払う者のことです。）は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法第５条）。

1－(1)－②　知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

【取組の必要性等】

作業事故防止の取組を進めるためには、安全対策の責任者や担当者を定め、社内体制を整えることが必要です。知識や経験のある者が旗振り役となることで、取組が円滑に進みます。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、業種・事業場の規模に応じて、一定の資格を有する者から安

全管理者等の選任を義務付けています。安全管理者は、作業場等の巡視のほか、設備・器具の定期的な点検、安全関係の教育・訓練の実施、発生した事故の原因調査・対策の検討等を行います。

選任義務のない事業場でも、作業安全対策を円滑に進めるため、安全対策の責任者や担当者を選任しましょう。また、選任した際はすべての従事者に周知しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

一定の業種及び規模の事業場では、安全又は衛生に関する担当者を選任する義務があります（労働安全衛生法第10条、第11条、第12条及び第12条の２）。

【食料品製造業、各種商品卸売業、各種商品小売業（百貨店、総合スーパー）の場合】

選任義務のある安全衛生担当と事業場規模	
総括安全衛生管理者	：常時使用する労働者数が300人以上の事業場
安全管理者	：常時使用する労働者数が50人以上の事業場
衛生管理者	：常時使用する労働者数が50人以上の事業場
安全衛生推進者	：常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場

【食料品卸売業、食料品小売業、飲食店の場合】

選任義務のある安全衛生担当と事業場規模	
総括安全衛生管理者	：常時使用する労働者数が1,000人以上の事業場
衛生管理者	：常時使用する労働者数が50人以上の事業場
衛生推進者	：常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場

1－(1)－③　作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

【取組の必要性等】

作業事故を防止するためには、研修・教育等により、事業場内のリスクや、正しい作業手順等を従事者が十分に理解し、身に付けることが重要です。

また、作業安全の取組に役立つ情報を積極的に集め、自らの取組に取り入れていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、雇入時、作業内容の変更時など一定の場合に、安全衛生教育を義務付けています。義務の有無に関わらず、事業場の実情に応じて、誰に対してど

のような教育が必要なのかを検討し、教材等を整備し、計画的に研修・教育等を実施しましょう。

なお、雇入時・作業内容の変更時の教育は、パートタイマー・アルバイトも対象です。しっかりと体得させてから現場に出すことが望まれます。

特に、外国人従事者については、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、外国人労働者が内容を確実に理解できる方法により行いましょう。併せて、事業場内の作業安全に関する標識、掲示等については、図解等を用いる、外国人の母国語で注意書きを併記する等の配慮に努めましょう。

また、国、都道府県、労働安全衛生関係団体等が発行する教材、啓発資料や、開催するセミナーや講習会に参加することなどを通じ安全対策に関する情報を積極的に収集し、活用しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【雇い入れ時等の教育】

労働者を雇い入れたとき、労働者の作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全のための教育を行う義務があります（労働安全衛生法第59条第1項）。

教育すべき事項は、機械等の取扱い方法、安全装置等の取扱い方法、作業手順、作業開始時の点検、整理、整頓及び清潔の保持、事故時等における応急措置・退避等です。

【危険又は有害な業務に従事する際の特別教育】

一定の危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行う義務があります（労働安全衛生法第59条第3項）。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努力する義務があります（労働安全衛生法第60条の2）。

【安全管理者等に対する教育】

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、能力向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努力する義務があります（労働安全衛生法第19条の2）。

【新任職長等に対する教育】

一定の業種について、新たに職務に就くこととなった職長その他の差業務の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、安全又は衛生のための教育を行う義務があります（労働安全衛生法第60条）。

（参考）外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（厚生労働省）

厚生労働省は、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」（平成31年3月28日付け基発0329第28号）において、外国人労働者に対する安全衛生教育等を行う際の具体的な留意事項を定めています。

1-(1)-④　適切な技能や免許等の資格が必要な業務には、有資格者を就かせる。

【取組の必要性等】

安全に作業を行うためには、適切な技能や免許等の資格を持った者を作業に従事させることが重要です。例えば、フォークリフトの運転業務、ボイラーの運転業務など、免許の取得、技能講習の受講、特別教育を受けること等が義務付けられている作業があります。

また、これらの作業に有資格者を就かせることはもとより、必要に応じて、他の従事者の免許取得、技能講習の受講等を推進し、当該従事者の作業の幅を広げることは、作業内容の理解と経営の体質の強化に役立ちます。

【具体的な取組内容等】

法令で資格が必要とされているフォークリフトの運転業務、ボイラーの運転の業務などを有資格者以外の者が行うことは禁止されています。必ず有資格者を就かせて下さい。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【就業制限等】

クレーンの運転その他の危険な業務は、資格を有していなければ当該業務に就かせてはなりません。また、有資格者でなければ、当該業務を行ってはなりません。（労働安全衛生法第 61 条）。

資格等が必要な主な業務
ボイラーの取扱いの業務
クレーンの運転の業務
フォークリフトの運転業務
不整地運搬車の運転業務　　等

注）労働安全衛生法では、上記以外にも資格等が必要な業務を規定しています。

1-(1)-⑤　職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。

【取組の必要性等】

作業事故防止のためには、作業従事者が作業内容やスケジュールを把握し、作業安全を常に意識することが必要です。そのため、朝礼や作業前の打合せ、定期的な集会等の場でこれらを周知・徹底することが重要です。

【具体的な取組内容等】

朝礼、作業前の打合せ、定期的な集会等を活用し、作業内容やスケジュールとともに、安全意識を周知・徹底しましょう。その際、繁忙期や季節特性、作業事故の発生傾向や危険箇所等を踏まえた具体的な注意喚起を行いましょう。

1-(1)-⑥　安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

【取組の必要性等】

安全対策を効果的に推進するためには、安全対策の責任者だけに任せるのではなく、従事者が安全を「自分ごと」として捉え、安全対策に参画・協力することが不可欠です。また、従事者の有効な提案を安全対策に採用することは、作業従事者のモチベーション向上にも繋がります。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法に基づく安全衛生員委員会や、各種ミーティング等、様々な機会を活用し、従事者からの安全対策に関する提案、要望等を促しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【安全委員会等】

一定の業種及び規模の事業場では、労働者の危険・健康障害を防止するための基本となるべき対策、労働災害の原因及び再発防止対策等について調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるための、委員会を設置し、毎月１回以上開催する義務があります。

また、委員会の開催の都度、委員会の議事概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示又は書面を労働者に交付するなどの方法によって、労働者に周知しなければなりません。

（労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条）（労働安全衛生規則第 23 条）

設置する委員会と該当する事業場の業種と規模	
安全委員会	：食料品製造業、各種商品卸売業、各種商品小売業（百貨店、総合スーパー）の場合は、常時使用する労働者数が 100 人以上の事業場
衛生委員会	：常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場（全業種）
安全衛生委員会	：安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときに、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会として設置できる

上記の委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設ける義務があります（労働安全衛生規則第 23 条の２）。

１－(2)　作業安全のためのルールや手順の順守

１-(2)-①　関係法令を遵守する。

【取組の必要性等】

作業安全に関連して、様々なことが法令で定められています。これら関係法令の遵守は、安全確保の大前提です。

【具体的な取組内容等】

関係法令を遵守して下さい。なお、事業者の規模等により法令による義務付け等がなされていない取組についても、規範で定める事項については、可能な限り実施しましょう。

（参考）主な関係法令

- 労働基準法
- 労働基準法施行規則
- 労働契約法
- 労働安全衛生法
- 労働安全衛生法施行令
- 労働安全衛生規則
- 労働者災害補償保険法
- 消防法
- 毒物及び劇物取締法
- 廃棄物処理及び清掃に関する法律

等

１-(2)-②　食品加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を周知・徹底する。

【取組の必要性等】

食品加工用機械等、機材等を誤った方法で使用すると作業事故を引き起こしかねません。機械等の操作に従事する際には、取扱説明書の確認を通じて、当該機械等の危険性や適切な使用方法を周知・徹底することが重要です。

【具体的な取組内容等】

取扱説明書により食品加工機械等、機材等の適正な使用方法や禁止事項を確認・整理し、当該機械等を使用する従事者全員に周知・徹底しましょう。

なお、「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン」（厚生労働省）では、次の事項を作業規程に定めるものとされていますので、参考として下さい。

1　起動方法、スイッチの取扱方法等食品機械の操作の方法及び手順並びに作業を行う位置、姿勢等

2　複数の作業者に共同して作業を行わせる場合の相互の合図の方法及び関連機器の操作者との合図の方法

3　機械に生じる異常の内容及びその判別法並びに異常時に、異常の内容に応じて作業者がとるべき措置
4　非常停止装置が作動し、機械が停止した後、これを再起動させるために必要な異常事態の解除、安全確認等の方法
5　その他食品機械による作業の安全の確保のために必要な事項

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【食品加工用機械に原材料を送給・送り出し時の危険の防止】

事業者は、食品加工用機械（切断機・切削機、粉砕機・混合機）に、原材料を送給する場合や、原材料や内容物を取り出す場合には、原則として、機械の運転を停止し、または労働者に用具等を使用させなければなりません。（労働安全衛生規則第 130 条の３、第 130 条の４、第 130 条の６、第 130 条の７）

1-(2)-③　作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。

【取組の必要性等】

作業服は、適切に着用しないと機械の回転部分に巻き込まれたり、引っかかって作業事故につながる恐れがあります。保護具も、正しく装着していないと機能が発揮されません。作業に適した服装や保護具の適切な着用は、作業事故から従事者の身を守るために不可欠です。

【具体的な取組内容等】

作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、全ての従事者は、正しく着用又は装着しましょう。

また、保護具等は、その機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理も実施しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【作業帽等の着用】

事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させる義務があります。また、労働者は、作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用する義務があります（労働安全衛生規則第 110 条）

【呼吸用保護具等】

事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、ガス、蒸気又は粉塵を発散する有害な場所における業務等に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡等適切な保護具を備える義務があります（労働安全衛生規則第 593 条）。

【騒音障害防止用の保護具】

事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、耳栓その他の保護具を備える義務があります(労働安全衛生規則第 595 条)。

1－(2)－④　日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の把握を行う。

【取組の必要性等】

身体面・精神面の両面で健康でなければ、集中力が低下し作業事故が発生しやすくなります。

全ての従事者を対象として心身両面の総合的な健康の保持増進を図ることが必要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、雇入時の健康診断、定期健康診断等が義務付けられています。これ以外にも、出勤前の検温のルール化、朝礼時の相互確認、作業場の巡視、ストレスチェック、メンタル・ヘルスチェック等により、作業従事者の健康状態を把握しましょう。

また、従事者が具合の悪いときに、遠慮せず、申し出やすい雰囲気を醸成するよう、努めましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【産業医等】

常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場では、医師のうちから産業医を選任する義務があります（労働安全衛生法第 13 条）。

【雇用時の健康診断・定期健康診断】

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときや、常時使用する労働者に対し、1 年に 1 回定期に、医師による健康診断を行う義務があります（労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条)。

1－(2)－⑤　作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分・塩分摂取を推奨する。

【取組の必要性等】

作業を長時間継続すると、疲れて集中力が低下し、作業事故が発生しやすくなります。そのため、法定休憩時間の遵守のほか、こまめに休憩をとることは重要です。特に、冷暖房の効かない暑熱及び寒冷環境下ではなおさらです。

なお、適時・適切な休憩・休息の確保は、従事者のモチベーション向上にも繋がり

ます。

【具体的な取組内容等】

作業の内容、時間、環境等に応じて必要な休憩をとりましょう。

特に、夏場等の暑熱環境下や冬場等の低温環境下では、水分摂取や体を温めるためにこまめな休憩をとるなど、工夫しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【休憩】

使用者は、労働時間が６時間を超える場合においては少くとも 45 分、８時間を超える場合においては少くとも１時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません（労働基準法第 34 条）。

【事業主等の責務】

労働者の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定に努めなければなりません（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 第２条）。

【休憩設備】

事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるよう努めなければなりません（労働安全衛生規則第 613 条）。

【立業のためのいず】

事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしば座ることができる機会のあるときは、椅子を備えなければなません（労働安全衛生規則第 615 条）。

【発汗作業に関する措置】

事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければなりません（労働安全衛生規則第 615 条）。

【休養室等】

事業者は、常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して儲けなければなりません（労働安全衛生規則第 618 条）。

１－(2)－⑥　労働安全衛生マネジメントシステムの導入や、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。

【取組の必要性等】

労働安全衛生マネジメントシステム※を導入した事業場では、災害発生率が低いという結果が出ています。また、作業安全対策に知見のある第三者等に事業場等のチェックを受けることは、客観的に現在の安全水準を把握でき、改善点を知ることができるため、非常に効果的です。

【具体的な取組内容等】

必要に応じて、労働安全衛生マネジメントシステム※の導入や、作業安全対策に知見のある外部コンサルタント、社内専門部署等によるチェックを受けましょう。チェックを受けた結果、改善が必要とされた点は、優先順位を付け、計画的に改善を行いましょう。

※　事業者が労働者の協力の下に「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」（「ＰＤＣＡサイクル」といわれます）という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みです。厚生労働省が示している「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）やＩＳＯ45001、ＪＩＳＱ45001、ＪＩＳＱ45100の規格認証制度があります。

（参考）

【中小規模事業場安全衛生サポート事業（中央労働災害防止協会実施；厚生労働省補助事業）】

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。（対象：原則として労働者が概ね100人未満の製造業、第３次産業及び鉱業の業種で、労災保険適用の事業場）

１－(3)　資機材、設備等の安全性の確保

１-(3)-①　燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。

【取組の必要性等】

薬剤、塗料等の中には、引火性のある燃料や健康障害を引き起こすおそれのあるものがあるため、これらを使用する時には、十分注意する必要があります。それぞれの資材の危険性・有害性、適切な取扱方法・保管方法を確認し、安全に資材を使用することが必要です。

【具体的な取組内容等】

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）、薬剤、塗料など、一定の危険性・有害性のある化学物質については、リスクアセスメント(※)を実施し、販売元から提供された情報（適切な保管方法や取扱い上の注意、危険性・有害性等）を従事者全員に周知し、安全に使用させる必要があります。

また、燃料や薬剤等については、適正な容器、方法等により保管する必要があります。

なお、適切な保管や取扱いが行われているか、定期的に確認を行いましょう。

（１）化学物質

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）、薬剤、塗料など、一定の危険性・有害性のある化学物質については、労働安全衛生法により、取り扱う事業場内でのリスクアセスメント(※)を実施する義務、販売元から提供されるＳＤＳ（安全データシート）に記載された危険性・有害性や適切な取扱方法・保管方法等を確認し、作業従事者に周知する義務があります。

なお、これらが義務とされていない化学物質もありますが、安全性を担保するため、同様の対応を行いましょう。

（２）燃料

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）の容器には消防法令に適合するものを使用し、専用の場所に保管しましょう。保管場所では消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立ち入らないように施錠しましょう。ガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないよう常に換気しましょう。

なお、ガソリン、軽油、灯油等について、一定数量以上を貯蔵又は取扱う場合は、消防署の届出等が必要になります。

（３）有機溶剤

塗料などの有機溶剤を貯蔵する際は、労働安全衛生法では、規定に適合する容器を用い、関係者以外の者が立ち入ることを防ぐ設備、有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備を設置する必要があります。

※ リスクアセスメント：化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる作業従事者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減を検討することです。

（参考）　法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【化学物質】

・事業者は、一定の危険性・有害性のある化学物質を取り扱おうとする場合は、危険性・有害性等の調査を実施しなければなりません（労働安全衛生法第 57 条の３第１項）。また、この調査の結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなくてはなりません（労働安全衛生法第 57 条の３第２項）

・化学物質の販売元から通知された危険性・有害性の情報について、当該化学物質を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示等することにより、当該物を取り扱う労働者に周知させなければなりません（労働安全衛生法第 101 条第４項）。

【危険物】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない（消防法第 10 条第１項）。

【有機溶剤等の貯蔵】

事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設ける義務があります（有機溶剤中毒予防規則第 35 条）。

一　関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二　有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

【空容器の処理】

事業者は、有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておく義務があります（有機溶剤中毒予防規則第 36 条）。

１－(3)－②　機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

【取組の必要性等】

機械に不具合が生じると、事故が発生しやすい不安全な状態となり、生産性の低下にもつながります。また、刃物の切れが悪く無理な力が入ると、思わぬ事故につながりかねません。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが重要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、一定の機械や道具等の始業前点検や定期点検、安全装置等の点検等が義務付けられています。

機械の点検、掃除、修理をする場合には、機械を停止し、完全に止まっていることを確認してから行いましょう。インターロック機能等の安全装置の無効化も厳禁です。

なお、義務のないものであっても、リスクや使用頻度や耐久性を考慮し、同様に始業前点検や定期点検を実施しましょう。

（参考）　法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【定期自主検査】

事業者は、ボイラー、乾燥設備、フォークリフト等においては、定期的に自主点検を行い、その結果を記録しておく義務があります（労働安全衛生法第 45 条、労働安全衛生法施行令第 15 条）。

【安全装置等の有効保持】

・　事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行う義務があります（労働安全衛生規則第 28 条）。

・　労働者は、安全装置、覆い、囲い等について、次の事項を守らなければなりません（労働安全衛生規則第 29 条第 1 項）。

一　安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。

二　臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。

三　前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。

四　安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。

【点検】

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行う義務があります（労働安全衛生規則第151 条の25）。

一　制動装置及び操縦装置の機能

二　荷役装置及び油圧装置の機能

三　車輪の異常の有無

四　前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

【掃除等の場合の運転停止等】

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止する義務があります。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないとされています。（労働安全衛生規則第 107 条第 1 項）

事業者は、上記により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に鍵を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防

止するための措置を講じる義務があります。（労働安全衛生規則第 107 条第２項）

【刃部のそうじ等の場合の運転停止等】

事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止する義務があります（労働安全衛生規則第108条第１項）。

事業者は、上記により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等上記作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じる義務があります（労働安全衛生規則第108 条第２項）。

（参考）食品加工用機械の労働災害防止対策のガイドライン及び食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン（厚生労働省）

厚生労働省は、食品加工用機械の労働災害防止対策のガイドライン及び食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン（平成７年４月７日付け基発第 220 号の 2）において、食品加工用機械等の定期自主検査等について定めています。

○食品加工用機械の労働災害防止対策のガイドライン（厚生労働省）（抜粋）

６　定期検査等

事業者は、次に定めるところにより定期検査等を行うこと。

６－１　作業開始前点検

食品機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検すること。

イ　安全ガード等の異常の有無

ロ　危険部分の接触防止のためのインターロックの機能

ハ　食品機械本体及び外部配線、附属配管等の亀裂、損傷等外観上の異常の有無

ニ　油圧及び空気圧系統の圧力の状態

ホ　潤滑油の注油状況及び油漏れの有無

ヘ　制動装置の機能

ト　非常停止装置の機能

チ　作動の異常の有無

リ　異常音及び異常振動の有無

６－２　定期検査

食品機械については、食品機械の設置場所、使用頻度、部品の耐久性等を勘案し、次の事項について、検査項目、検査方法、判定基準、実施周期等の検査基準を定め、それにより定期的に検査を行うこと。

イ　主要部分のボルト等のゆるみの有無

ロ　制動装置、非常停止装置等の異常の有無

ハ　歯車、ベルト、クラッチ等動力伝導部分の異常の有無

ニ　電磁弁、減圧弁、圧力計等油圧及び空気圧系統の異常の有無

ホ　配線、開閉器等電気系統の異常の有無

６－３　補修等

作業開始前点検又は定期検査を行った場合に異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

６－４　記録

定期検査及び補修を行ったときは、その内容を記録し、3年間以上保存すること。

1－(3)－③　資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機器等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

【取組の必要性等】

人の注意力には限界があり、ミスをするものです。人がミスをしても、より事故に結びつきにくい資機材、設備等の選択が求められます。

資機材等を使用する側が、適切な知識や技能を持って安全に使用することも重要ですが、安全性の高い資機材を選択することも重要です。

【具体的な取組内容等】

資機材、設備等を新たに導入・更新する際には、現場の実態等も踏まえ、リスクを評価し、無人化機器等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択しましょう。

「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン」（厚生労働省）では、食品加工用機械等を選定する際の指標として、安全ガード・安全装置、動力遮断装置、非常停止装置、操作装置といった機構別に望ましい構造基準が示されています。

また、業種ごとに安全面・衛生面を考慮した設計基準を定めた食品加工用機械のＪＩＳ規格では、安全面において、衛生面を阻害せずハザードに手・指が届かないガードの設置、ガード開放時におけるハザードが起動しない制御など、多数の要求事項を具体的事例と共に定めています。

安全に配慮した食品加工機械等を導入する際は、これらを参考にすることができます。

また、既に使用中のものについても、安全装置やインターロックの後付け等、より安全性を高めるための措置を講ずることも検討しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【事業者の講ずべき措置等】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第20条）。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

【調査等】

一定の業種の事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努める義務があります（労働安全衛生法第28条の2第1項）。

【食品加工用機械の危険な部位への覆い等の設置】

事業者は、食品加工用機械（切断機・切削機、粉砕機・混合機、ロール機、成形機・圧縮機）について、危険な部位に覆い囲い等を設置するなどの義務があります（労働安全衛生規則第130条の2、第130条の5、第130条の8、第130条の9）。

１－(4)　作業環境の整備

１-(4)-①　職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

【取組の必要性等】

作業事故のリスクは、作業従事者の経験値、身体能力等により異なります。

職場や個人の状況に応じ、従事者が安全に働けるよう、適切な作業分担を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

事業者は、健康診断の結果等作業従事者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換及び労働時間の短縮など適切な措置を講じる義務があります。

作業環境、作業内容といった職場の状況や、従事者の身体能力、経験値、当日の体調といった個人の状況に応じて、適切な作業分担を行いましょう。

（参考）　法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【中高年齢者等についての配慮】

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置に努める義務があります（労働安全衛生法第 62 条）。

【作業の管理】

また、労働者の健康を考慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するよう努める義務があります（労働安全衛生法第 62 条）。

【健康診断実施後の措置】

事業者は、健康診断による医師の意見を勘案し、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 66 条の５）。

【危険有害業務の就業制限】

重量物の取扱業務、有害ガスを発散する場所における業務等については、妊産婦等の就業制限があります（労働基準法第 64 条の３）。

１-(4)-②　安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

【取組の必要性等】

事故の多くは、誤った作業方法や不安全な動作をした際に発生しており、正しい手順、使用法等の徹底は、作業事故防止に効果があります。

これらを徹底するため、注意点等全ての従事者が見ること、理解することができる掲示等を行うことが重要です。掲示等は他に従事者がいない場合であっても、自身のために実施しましょう。

【具体的な取組内容等】

安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等について、標準化したマニュアルを整備し事業場内に備え付けることや、手順や使用方法・禁止事項等を作業現場に掲示すること等により、徹底しましょう。

1－(4)－③　現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

【取組の必要性等】

事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危ないのかを把握し、可能な限り作業環境を改善・整備し、注意喚起を行う必要があります。

【具体的な取組内容等】

現場の危険箇所を特定し、転倒が生じやすい通路の段差、無理な体勢を強いる作業台等、作業事故の要因と考えられるものについては、リスクの程度を勘案し、優先順位をつけて、改善や整備を行いましょう。

危険箇所のうち、直ちに改善・整備ができないものは、危険箇所マップの作成・周知、警告ステッカーの貼付や色分け塗装等による注意喚起を行い、作業従事者に、立入禁止の徹底や、正しい動作や慎重な行動を促しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【調査等】

一定の業種の事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努める義務があります。（労働安全衛生法第 28 条の２第１項）

【事業者の講ずべき措置等】

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 23 条）。

【事業者の講ずる措置】

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するための措置等を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努める義務があります（労働安全衛生法第 71 条の２）。

1-(4)-④　高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。

【取組の必要性等】

働く高齢者が増える一方で、高齢者は、身体機能が低下すること等により若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化する傾向があります。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め全ての人の作業事故防止のためにも、高齢者目線で働きやすい職場作りをすることが重要です。

【具体的な取組内容等】

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、通路を含めた作業場所の照度の確保、階段の手摺りの設置、通路の段差の解消、不自然な作業姿勢をなくす工夫（作業台の高さや作業対象物の配置の改善等）等を行いましょう。

また、職場の状況に応じて、短時間勤務・隔日勤務等の導入や、注意力を必要とする作業や身体的な負担の大きな作業では、作業時間・休憩時間の工夫を検討しましょう。特に、暑熱な環境では、意識的な水分・塩分摂取を推奨しましょう。

さらに、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施し、個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえ、作業負荷の軽減などの対応に努めましょう。

（参考）エイジフレンドリーガイドライン（厚生労働省）

厚生労働省は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月16 日付け基安発0316 第１号）において、事業者及び労働者に求めている事項を定めています。

1-(4)-⑤　４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

【取組の必要性等】

４Ｓ活動とは、「整理・整頓・清潔・清掃」を日常的に実施するものであり、転倒・転落災害や荷による災害の防止に効果があると言われています。置くべきでない場所に物が置かれていると、物を運搬するときに手間取ったり、つまずいたり、作業スペースが確保できず接触事故が起こりやすくなります。また、整理・整頓ができていないと、物を探すことに時間を取られ、非効率です。

【具体的な取組内容等】

作業前の準備、作業後の片付けの一部など、日常業務の一環として、「４Ｓ活動」を実践し、作業の効率化やリスクの軽減に努めましょう。４Ｓ活動が定着するよう、作業従事者個人に委ねるのではなく、経営層が明確な方針を示し、職場で一斉に、基本的なことから進めましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【清掃等の実施】

事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を６か月以内に１回、定期に、統一的に行う義務があります（労働安全衛生規則第619条）。

（参考）厚生労働省「職場の安全サイト」　安全衛生キーワード（抜粋）

４Ｓ（よんえす）は、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)を行う事をいいます。しつけ(Shitsuke)を加えて5Sも普及しています。

1　「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。

2　「整頓」は、必要なものを、決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。

3　「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃し、仕事をやりやすく、問題点が分かるようにすることです。転倒などの災害を防ぐことも大事なことです。

4　「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れをきれいに取って清掃した状態を続けることと、そして作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

１－(5)　事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

１－(5)－①　行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。

【取組の必要性等】

「ヒヤリ・ハット」とは、事故にまでは至らないものの、事故が発生する可能性が高かったと感じた事象です。ハインリッヒの法則では、「１件の重い災害の背後には、29 回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、障害のない事故が 300 回起きている。」と言われ、軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例も、危険要因を把握し、対策を講じることができる貴重な情報です。これを活用して、再発防止や未然防止に役立てることが重要です。

【具体的な取組内容等】

事業場内で発生した軽微な負傷を含む事故事例については確実に報告を求め、また、ヒヤリ・ハット事例についても、随時又は定期的に、事業場の実情に適した方法で把握する仕組みを作りましょう。些細なことでも従業員が報告しやすい環境を作ることが重要です。

また、把握した事例については、根本的な原因を分析し、再発防止策を講じましょう。危険への感受性を高めるための活動に、把握した事例を活用することもできます。

１－(5)－②　実施した作業安全対策の内容を記録する。

【取組の必要性等】

実施した作業安全対策の内容を記録は、作業安全対策を講じた大切な証拠です。実施した作業安全対策の内容を記録することで、進捗状況を把握でき、他の従事者と情報共有できる材料となります。また、運悪く事故が生じた場合には、原因分析に役立つこともあります。

【具体的な取組内容等】

資機材・設備等の点検や、研修、作業環境の改善など実施した作業安全対策の内容や日付、その他必要な情報を記録しておきましょう。安全委員会議事録、各種定期自主検査記録、特別教育の記録等、労働安全衛生法で義務となっているものは必ず実施してください。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

労働安全衛生法において記録の義務があるもの

- 安全委員会議事録（労働安全衛生規則第 23 条第４項）
- 救護訓練の記録（労働安全衛生規則第 24 条の４第３項）
- 特別教育の記録（労働安全衛生規則第 38 条）
- フォークリフト定期自主点検記録（労働安全衛生規則第 151 条の 23）　等

２　事故発生時に備える。

２－(1)　労災保険への加入等、補償措置の確保

2-(1)-①　経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

【取組の必要性等】

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り事故の発生リスクをゼロにすることはできないため、労災保険等の経済的補償の備えは重要です。

【具体的な取組内容等】

労働者（アルバイト・パートタイマー等を含む。）を１人でも雇用する事業者は、当該労働者について労災保険に加入する義務があります。

また、労働者を雇用する中小事業主は、経営者本人や家族従事者についても労災保険に特別加入することができます。

労働者を雇用する場合に労災保険の成立手続きをすることは当然のこと、従事者の作業事故のリスクに応じて、任意保険、共済、労災保険の特別加入制度に加入しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【災害補償】

労働災害の発生時には、労働者の療養費の負担をする義務があります。また、療養のために働けない場合は休業補償を行う義務があります。また、障害が残る場合は、障害補償を行う義務があります（労働基準法第75 条・第76 条・第77 条）。

労働者を１人でも使用する事業者は、当該労働者について労働者災害補償保険の成立手続きを行う義務があります（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第３条及び第４条の２）。

２－(2)　事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施

2-(2)-①　事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

【取組の必要性等】

作業事故が発生した場合、被災者の救護など迅速な対応が求められます。事故が発生した際に、慌てず、冷静に対応できるように、あらかじめ手順について従事者全員が理解しておく必要があります。

【具体的な取組内容等】

作業事故が発生した場合の対応について、被災者の救護・搬送、家族や労働基準監督署等への連絡、事故状況の把握・原因調査、労働基準監督署への届出、再発防止策の検討と実施等が段階的に必要となります。これらの手順や連絡先等をあらかじめ整理し、関係者に周知するとともに、定期的な見直しをしましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

【労働者死傷病報告】

労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出する義務があります（労働安全衛生規則第97条）。

２－(3)　事業継続のための備え

2-(3)-①　事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

【取組の必要性等】

近年の自然災害の多発、感染症の拡大等を背景として、緊急事態に直面した際の影響を可能な限り抑えるため、事業継続計画の策定が奨励されています。

作業事故が生じた際も同様であり、事前の方策検討、準備が必要です。

【具体的な取組内容等】

事故に限らず、急な休暇等でも他の従業者が対応できるよう、業務内容を明文化するほか、普段から業務のシェアや多能工化を推進しましょう。また、特定の者にしかできない作業がある場合には、外部から応援を求められるかどうか、また、一部の作業を停止せざるを得ない場合には、どのように事業を継続するかなど、あらかじめ検討しましょう。